

令和3年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和3年9月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	中村公彦君
政策推進監	北野高史君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
会計管理者	前嶋典子君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君
監査委員事務局長	中庭聡君

---

**出席議会事務局職員**

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

---

**議事日程第4号**

令和3年9月15日（水曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 陳情第3-7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め  
る意見書の提出について  
請願第3-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算  
に係る意見書採択を求める請願
- 日程第3 認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定について  
認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定について

- 認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第4 議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）
- 議案第73号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）
- 議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（追加その1）

- 日程第5 委員会提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 委員会提出議案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 陳情第3-7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 請願第3-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第3 認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定について

- 認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について  
認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について  
日程第4 議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例について  
議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について  
議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について  
議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について  
議案第72号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）  
議案第73号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）  
議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）  
議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第76号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第77号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第78号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第79号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第80号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第81号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（追加その1）

- 日程第5 委員会提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について  
委員会提出議案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

---

午前10時00分開議

## 開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

## 議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番益子康子君、6番中野英一君を指名いたします。

---

陳情第3-7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める  
意見書の提出について

請願第3-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に  
係る意見書採択を求める請願

○議長（石松俊雄君） 日程第2、陳情第3-7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対  
処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について及び請願第3-2号 教職員定数改  
善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の2件  
を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、付託委員会の総務産業委員会委員長並びに教育福祉委員  
会委員長に審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、総務産業委員長より報告をお願いいたします。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 今期定例会に付託になりました陳情につきまして、御  
報告を申し上げます。

陳情第3-7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意  
見書の提出については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも  
大きな影響が及んでいます。

こうした中で、コロナ禍への対応はもとより、地域の実情に応じたサービスを安定的に  
提供するため、財源の確保が必要であることから、願意妥当と認め、全会一致により当陳  
情を採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました陳情の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員長より報告をお願いいたします。  
委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 今期定例会において、教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月6日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願第3-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、学校現場ではさまざまな課題が山積しており、教職員定数改善が不可欠であること。きめ細かな教育とするためには、少人数学級の実現が不可欠であること。一定水準の教育の堅持には、義務教育費国庫負担制度が必要な財源であることなどの請願趣旨を確認し、採決の結果、賛成多数により、当請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました請願の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長報告が終わりました。  
これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。  
これより採決をいたします。

初めに、陳情第3-7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は採択することに決定いたしました。

次に、請願第3-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、マイクのボタンを確認をしてください。  
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成19、反対1、賛成多数であります。よって、本件は採択することに決しました。

---

認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、決算特別委員会委員長に審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

委員長村上寿之君。

〔決算特別委員長 村上寿之君登壇〕

○決算特別委員長（村上寿之君） 今期市議会定例会において決算特別委員会付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月8日、9日、10日の3日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。審査に当たりましては、適正に予算が執行されたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、市民サービスの向上にどのように貢献したのか、さらには今後改善を要する点は何かなどの視点から、慎重に審査を行いました。

以下、審査の過程での主な質疑、意見について簡潔に御報告申し上げます。

市長公室所管では、主なものとして、秘書課所管の笠間PR事業における広報紙に関連した、かさまebooksとはどのようなものかとの質疑があり、かさまebooksとは電子書籍として広報紙や統計資料、観光パンフレットなどを閲覧することができるもの、また、市のホームページからも見られることから、多くの方に電子で見ってもらうために作成したものであるとの答弁がありました。

次に、デジタル戦略課所管の自治体クラウド共同アウトソーシング事業では、茨城県及び県内市町村での共同で運用しているシステムだが、システム共同化のメリットとは何かとの質疑に対し、システムを共同化することで費用面の効果が大きいため、使用していきたい。なお、電子申請においては、今後の運用状況見ながら、単独システムを含め検討していきたいとの答弁がありました。

総務部所管では、主なものとして、土地貸付収入の内容と内訳、新型コロナウイルスの影響により、徴収猶予された税の収納状況についてなどの質疑がありましたが、総務課所管では、令和元年度と比べ、文書郵送費が減となっているが、デジタル化による削減の取組を行ってきた成果なのかとの質疑に対し、会議でのタブレットの活用や各課に文書削減の指導を行ったとの答弁がありましたが、今後は郵送を削減することと、行政手続のデジタル化を一緒に考え、連携しながら取り組んでほしいとの意見がありました。

市民生活部所管では、主なものとして、マイナンバーカードの普及率、エコフロンティアかさまと環境センターの一般廃棄物の処理手数料の差異などについて質疑がありましたが、市民活動課所管では、ふるさと納税について、令和元年度と比較し令和2年度の実績はどの質疑に対し、令和元年度は1億287万185円、令和2年度は8,821万円となり、1,466万185円の減額となったとの答弁がありました。

また、ふるさと納税は大切な事業であり、寄附実績を上げるための今後の展望を伺いたいとの質疑に対し、今後、受付サイトを増やし、目につきやすいようにする。あわせて、商品開発等も積極的に増やす努力をしていきたいとの答弁がありました。

教育委員会所管では、主なものとして、学務課所管による新型コロナ対策教育支援事業について、現在オンライン授業を実施しているが、Wi-Fi環境が自宅にない児童生徒は何名いるのか、また、どのような対応をしているのかとの質疑に対し、9月7日時点で小中学校合わせて101名であり、1.9%である。対応としては学校へ登校し、オンライン授業を受けている現状である。なお、就学援助費の中で、オンライン通信費として年間1万2,000円を扶助をしているとの答弁がありました。

次に、図書館所管では、電子図書導入事業において、電子図書の利用実績について、令和3年1月22日に開設し、1,706点の利用があったとの説明がありました。説明に対し、今後の電子図書事業の方向性はどのように考えているのかとの質疑に、市民のニーズに沿った良いものを提供していきたいとの答弁がありました。

消防本部所管では、主なものとして、応急手当普及啓発事業について、令和元年度と令和2年度を比較し、救急講習会の実施回数が少ないが、執行額が45万4,000円となった理由は何かとの質疑に対し、コロナ禍により講習会の回数は減っているが、主にテキストの購入費であるとの答弁がありました。

市立病院所管では、病院事業について、経営の黒字化と地域に密着した対応の両立は難しいが、経営改善に努められたいとの意見がありました。

保健福祉部所管では、主なものとして、オンライン相談システムの活用方法、社会の高齢化に伴い、民生委員のなり手が減っていることへの現状と課題などについて質疑がありましたが、社会福祉課所管のひきこもりサポート事業では、事業の内容、実績はとの質疑に対し、昨年はコロナ感染の影響でアウトリーチの制限もあり、実績は1件であるが、生活保護世帯2件の訪問なども行った。内容は、こころの医療センターから提案された事業であり、当医療センターの精神科医師と市の職員で構成するメンバーによって、ひきこもりのアウトリーチを進めているとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症において、生活困窮者が増えてきている現状があることから、予算の増額等をし、生活困窮者への配慮をされたいとの意見がありました。

産業経済部所管では、主なものとして、担い手対策強化事業、農業次世代人材投資事業、多面的機能支払交付金の活用法、道の駅整備事業などについて質疑がありましたが、商工課所管ではリフォーム補助金に対する需要が多いため、事業拡大と事業を維持させたいとの意見がありました。

上下水道部所管では、農業集落排水事業特別会計の農業集落排水の接続率、低接続率の要因、今後の対応はとの質疑に対し、接続率は全体で81.32%である。要因については、一部工事が終了しておらず、完全に供用開始に至っていないことなどが要因である。今後の低接続率地区への対応には、接続に関するチラシの配布、戸別訪問を実施し、接続推進に努めていくとの答弁がありました。

都市建設部所管では、主なものとして、道路維持事業における笠間、友部、岩間の各地区の予算の内訳、舗装工事の基準、橋梁修繕の進捗状況などの質疑がありました。また、地場産材活用による都市魅力向上事業では整備した箇所が全て笠間地区であることから、今後、同様の事業が出た場合には、友部地区、岩間地区でも、地場産材を利用した事業を実施されたいとの意見がありました。

以上が、審査の過程においての主な質疑、意見でありました。

次に、討論では、認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について反対討論がありました。

一般会計では、マイナンバーカードを普及させる施策は、市民の個人情報漏えい、監視社会にも通じる情報統制の危険があること。市民が存続を願う旧笠間保健センターの施設解体事業に、費用を支出したこと。小中学校の統廃合によるスクールバス通学が必要になった生徒の保護者から負担金を収入したこと。

国保特別会計では、高い国民健康保険税の中で、市民の暮らしは大きな影響を受けているため、減額に取り組む必要がある。一般会計からの繰入れあるいは国保の財政調整基金の活用で軽減が可能でありながら、高い国保税の軽減措置に活用せず、改善に取り組まなかったこと。以上の理由から反対討論がありました。

次に、当委員会に付託になりました案件の採決結果であります。

認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について、認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

7番林田美代子君。

〔7番 林田美代子君登壇〕

○7番（林田美代子君） 7番、日本共産党林田美代子です。議長の許可を得ましたので、反対討論を行います。

令和2年度笠間市一般会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場で討論いたします。

2020年、令和2年度は一般会計の執行により、市民の生活に大きな役割を果たしたところもございました。しかし、次の点は認定できないために反対いたします。

第1に、マイナンバーカード交付事業に6,093万円の事務費を支出した点です。マイナンバーカードの活用は、個人情報の漏えい、監視社会につながるものです。情報統制の危機的な制度であります。

第2に、市民が存続を願う旧笠間保健センター解体事業に3,182万9,270円を支出した点です。

第3に、スクールバス保護者負担金を中学生の保護者から9名分として40万1,625円、それから、小学校の保護者から95人分205万6,375円を収入しました。小中学校の統廃合によりスクールバス通学が必要な状況になった児童生徒の保護者から収入したものであります。本件は無料にすべきだと思います。

よって、2020年、令和2年度一般会計歳入歳出の認定に反対いたします。議員の皆様には趣旨を理解の上、どうぞ御賛同いただけますよう反対討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、認定第1号 令和2年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、ボタンのランプを確認をしてください。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。

投票数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算認定についてを採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和2年度笠間市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は認定することに決しました。

- 議案第 67 号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68 号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 69 号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 70 号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 71 号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 72 号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）
- 議案第 73 号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）
- 議案第 74 号 令和 3 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 75 号 令和 3 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 76 号 令和 3 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 77 号 令和 3 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 78 号 令和 3 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 79 号 令和 3 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 80 号 令和 3 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 81 号 令和 3 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 82 号 令和 3 年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（石松俊雄君） 日程第 4、議案第 67 号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてから議案第 82 号 令和 3 年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 16 件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告お願いいたします。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第 39 条第 1 項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9 月 3 日に執行部より関係部課長などの出席を求め、議案第 67 号外 4 件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 74 号 令和 3 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）であります。農業委員会事務局所管では、農地利用状況調査集計業務及び遊休農地利用意向調査集計業務について、山間部の農地で耕作放棄地となっている農地は山林に戻してはどうかと提案し

ているが、これらの農地をどう考えているのかとの質疑に対し、今回からの調査では、どういふところが遊休農地となっていて、そこが傾斜地なのか、地形や形が悪いのかなど調査を行うことになったため、調査結果を基に、山間部の農地においては、非農地化の判断が今までより進められる可能性はあると考えているとの答弁がありました。

次に、消防本部所管の需用費の内容については、コロナ感染症対策のための救急隊員用感染防止衣の購入費などであるとの説明があり、隊員にはコロナ感染症が至らぬよう万全を期して活動してほしいとの意見もありました。

次に、農政課所管での森林間伐など委託料に関する事業の内容については、面積と間伐及び植栽についての質疑に対し、間伐、植栽する面積は2.4ヘクタールであり、愛宕山山頂付近、E T O W Aの周辺である。昨年度、E T O W Aから関東平野の展望を確保するために、背の高い木などを伐採したところである。今年度は引き続き伐採、植栽をするものであり、芝生広場、滑り台等がある場所と一体的にレクリエーション森林として使えるよう木を全部切るのではなく、大きな木は残して遊歩道と景観整備をし、一体的に活用していきたいとの答弁がありました。

なお、議案第67号、議案第72号、議案第73号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

次に、討論であります。議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例では、マイナンバーカードに関連することから反対であるとの討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、議案第67号、議案第72号、議案第73号、議案第74号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第68号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

**○議長（石松俊雄君）** 次に、教育福祉委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

**○教育福祉委員長（大関久義君）** 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告を申し上げます。

当委員会は、9月6日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第74号外4件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）では、学務課の学校管理費の施設整備工事費について、工事の内容と補正予算を組んでまで工事を行う緊急

性があるのかとの質疑があり、笠間中学校の部室移設工事と稲田中学校の放送設備工事を予定している。笠間中学校は部室が急斜面のすぐ近くにあり、危険性があるという指摘をされているため、稲田中学校は校舎内の放送設備という重要性から、早急な対応が必要であるとの答弁がありました。

次に、友部図書館の特殊建築物定期報告についての質疑があり、法律に基づく3年に1度の定期報告がしっかり行われ、それに基づく修繕が予定されていることを確認いたしました。

次に、健康増進課の新型コロナワクチン接種委託について、ニュースではワクチンが予定どおり届かないというニュースを聞くが、笠間市には予定どおり届いているのか、また、医師や看護師の確保はできているのかとの質疑があり、ワクチンは予定どおり届いており、モデルナワクチンについても、9月14日からの接種に向けて準備を進めている。医師や看護師の確保は医療機関においてお願いしており、看護師が足りなかった時期もあったため、看護師の人材バンクに登録をしていただき、現在は十分間に合っているとの答弁がありました。

なお、議案第76号、議案第77号、議案第79号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

次に、討論であります。議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、国民健康保険の財政調整基金の総額は9億2,400万円に上り、ある程度の基金残高は必要だと思うが、かなり積増しされているため、保険税額の負担軽減に使うべきだと考えているため反対するとの討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第74号、議案第76号、議案第77号、議案第79号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの。また、議案第75号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、建設土木委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長内桶克之君。

〔建設土木委員長 内桶克之君登壇〕

○建設土木委員長（内桶克之君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月7日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第69号外7件の付託案件の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑や意見などについて御報告申し上げます。

初めに、議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例については、平均的な家族の料金はどのくらい負担増になるのかとの質疑に対し、平均的な家族、4人家族の使用料2か月で8,800円のもの1万111円になり、1,311円の増で、1か月当たり700円弱の増になる試算であるとの答弁がありました。

次に、議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）であります。管理課所管では、安全対策工事費として、学校周辺の整備はどのような内容の整備を予定しているのかとの質疑に対し、今回は市内小中学校近辺の6か所で、ガードパイプや車道外側線の設置を行っていくとの答弁がありました。

次に、都市計画課所管では、笠間中央公園のWi-Fi設置エリアは、今後開発が予定されているエリアまで想定して設置しているのか、また、Park-PFIの活用も検討してみてもどうかとの質疑要望に対し、将来を見据えたエリアを想定して設置する。今後、Park-PFIの活用も検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第80号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）では、消火栓の設置について、老朽化などによる更新なのかとの質疑に対し、おおむね配水管の布設替えに伴う移設という要望が多いが、中には故障、老朽化に伴い、新たに設置するものであるとの答弁がありました。

なお、議案第69号、議案第71号、議案第78号、議案第81号、議案第82号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査過程を踏まえ、当委員会に付託されました全案件は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。

議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

この条例案では、笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、平成18年笠間市条例第158号の一部を次のように改正するとして、改正点を示しております。

別表第2の20立方メートルまで2,800円の部中2,800円を3,220円に改め、同部20立方メ

ートルを超え40立方メートルまでの項中140円を161円に改め、同部40立方メートルを超え60立方メートルまでの項中150円を172円に改め、同部60立方メートルを超え200立方メートルまでの項中160円を184円に改め、同部200立方メートルを超えるものの項中170円を195円に改めるとの方針を示しておりますが、この方針は特別会計を企業会計に変更し、費用の多くを受益者負担によって賄う方向での対応であると考えます。住民の生活環境を受益者負担主義の変形である汚水私費の原則により、住民負担で解消することを目指そうとしているものであります。

住民の生活環境を改善、向上させるのは、自治体の大切な仕事です。義務的経費の側面が強い事業ですので、住民負担の軽減の観点から大幅に見直すことが必要と考えますので、この議案に反対いたします。議員の皆様方には、主張に御賛同いただきますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

続いて、議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例案では、笠間市公共下水道条例、平成18年笠間市条例第155号の一部を次のように改正するとして、改正点を示しております。

別表の一般汚水部中2,800円を3,220円に改め、同部20立方メートルを超え40立方メートルまでの項中140円を161円に改め、同部40立方メートルを超え60立方メートルまでの項中150円を172円に改め、同部60立方メートルを超え200立方メートルまでの項中160円を184円に改め、同部200立方メートルを超えるものの項中170円を195円に改め、同表、浴場汚水の項中2,800円を3,220円に、40円を46円に改めるとの方針を示しております。

今回の料金改定は、基本料、重量、使用量とも一律15%の引き上げ幅となっております。2か月の基本料金は20立方メートルまで2,800円から3,220円に420円の値上げになり、超過料金は20立方メートルを超え40立方メートルまでの1立方メートルにつき140円から161円に、21円の値上げとなり、40立方メートルを超え60立方メートルまでの1立方メートルにつき150円から172円、22円の値上げとなります。

この料金改定による市民への影響に関する市の試算におきましては、1人当たり1か月7立方メートルを使用すると仮定した家族4人を例にすると、消費税込みでの料金は1か月当たり655円増、年額では7,866円の増額になります。

市による料金改定の方針とその理由はどのようなものでしょうか。

1番、事業開始から今日まで料金値上げを行わずに事業運営に取り組んできたこと。

そして、2番、毎年一般会計からの繰入金、公共下水道においては約8億円から9億円、農業集落排水事業において約3億円と多大である。

3番、今後の事業継続と本市の財政負担の抑制のためには、下水道使用料の値上げは必要不可欠である。

4番、公共下水道事業と農業集落排水事業は、公平な住民サービスの提供の観点から同

一の使用料とする。

5番、受益者の急激な負担増の回避、受益者間の負担の公平性を勘案し、基本使用料と重量使用料は一律15%の引き上げとするということで、料金改定の時期は、今年4月実施であったものを1年延期して来年4月1日からと、このように予定しております。担当課、財政当局の御苦勞は大きなものがあると推察いたします。

さて、市民の受け止めはどうでしょうか。市民の皆さんは、下水道事業の安定的な運営は望んでおりますが、料金の値上げは避けてほしいと思っています。1,000円、2,000円の必要経費は工面して、何とかできるのではないかと思う方がいるとすれば、それは大変な勘違いであり、そのようにいかない人は少なくありません。物を大切に使うと長もちさせ、節約して過ごしている人はたくさんおります。

65歳以上の年金収入のみの市民税非課税世帯となる方は、収入が148万円で所得は38万円です。つましい暮らしをされており、公共料金の値上げなど、月500円の負担増でもこたえたと伺ったことがあります。日々の暮らしは、やりくりで大変な御苦勞をされていると思います。値上げを避けることは不可能でしょうか。

平成30年、2018年度から一般会計繰入金の基準内額が減少し、その分、基準額の額が増加しました。外から見ますと、基準内の額が基準外の額に付け替えられた構図となっているように見えます。

公共下水道事業が市により地方公営企業法の適用を受けることになったことに伴い、特別会計から企業会計に移ったことがあります。これによって、収益的収支における減価償却費相当分、長期前受金、戻入を除く留保資金を資本的収支の補填財源とするため、令和18年度までは内部留保繰越利益剰余金が見込めない状況が続くことが予想されるとの見通しを、市は述べています。

しかし、この論理に強く沿っていくことは、市民へのしわ寄せが大きくなります。汚水私費の原則、すなわち受益者負担主義で解決を図ろうとするのではなく、義務的経費としての側面も打ち出して対応することが必要と考えます。

県平均より高い負担を市民に求めるのではなく、市民負担を軽減する方向で対応し、低所得者層への軽減措置の取り入れることが求められます。

県内自治体の状況ではどうでしょうか。56立方メートル使用での市民負担については、先ほど述べたとおりであります。市町村組合下水道使用料比較では、県平均を86円下回って8,000円であったものが、消費税を除く額であります。これが8,000円であったものが9,192円になり、県内では上から3番目、県平均から1,060円高い料金になってしまいます。

他の市町村の例を見ますと、近隣の人口1万9,000名程度の町は、平成30年度歳入が98億円、そして歳出が93億円と、このような財政規模であります。公営企業等への繰り出しとして、下水道に関する一般財源からの繰入れが6億7,424万円となっております。

また、水戸市の令和2年度の決算によりますと、一般会計1,217億円に対して、公共下

水道事業への一般会計からの繰り出しが総額で49億7,300万円、このようになっておりまして、その内訳は、基準内が37億7,900万円、基準外が11億9,354万円となっており、大体、水戸や近くの町の財政規模、そして一般会計の操出額というのは人口に相応した額であり、笠間市の公共下水道における8億円から9億円、農業集落排水事業において約3億円、この支出はほぼ同じ水準であると、このように考えます。

少なくともこの値上げは中止し、値上げ幅を圧縮するとともに、市民への軽減措置を盛り込んだものに変更すべきであります。よって、この議案に反対いたします。議員の皆様には御理解をいただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次、議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算では、繰越金2億7,467万円の大半である2億6,398万9,000円を国民健康保険財政調整基金積立金として積み立てる方針です。これにより、国保の財政調整基金は、従来の6億6,000万円にさらに積み増しされ、合計9億2,400万円になろうとしております。

この国保の財政調整基金は、高過ぎる国民健康保険税の軽減のために活用すべきものであります。国民健康保険加入者の所得区分では、年間所得が100万円以下の方が50%を超えているなど、低所得者が多くを占めています。低所得者が多いにもかかわらず、国民健康保険税は高く、加入する住民は高い国保税に苦しんでおります。

国民健康保険税は、40代夫婦子ども2人の所得100万円の世帯では、国民健康保険税は年額17万4,200円です。所得50万円の世帯では11万2,000円と家計に重い負担がかかっております。

この負担の重さの主な要因は、国からの補助割合が低下したからであります。全国知事会も、国からの1兆円の財源を国保負担軽減のために地方自治体に交付すべきであると提言していますが、まだ、この額は実現できておりません。

国の対応の不備が市民の負担増の主な要因であります。地方自治体の努力で市民負担の軽減が可能であります。新たに積み増す2億6,400万円の一部を活用するだけで、不合理な均等割、中でも収入がない子どもから多額の税金を納付させる仕組みの、悪名高き子どもの均等割を大幅に軽減することができるのですから、軽減に充てるべきだと考えております。目の前に困っている人がいるのですから、国保財政調整基金に積み立てるのではなく、負担軽減に活用していただきたいと思っております。

議員の皆様には、事情を御賢察の上、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 次に、7番林田美代子君の発言を許可します。

〔7番 林田美代子君登壇〕

○7番（林田美代子君） 7番、日本共産党林田美代子でございます。

議案第68号について、反対討論をさせていただきます。

この議案が、笠間市手数料条例の一部を改正する条例で、個人番号カードの再発行手数料800円に関する規定を削除するものです。いわゆるマイナンバーカード制度は、市民の個人のプライバシーを侵害し、国民監視するための制度です。

執行部から御説明を受けたときに、この条例がナンバーカードを推進するということが御説明にありました。よって、議案第68号に反対いたします。

議員の皆様は趣旨を御理解の上、御賛同いただけるようお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

初めに、議案第67号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決をされました。

次に、議案第68号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、ボタンのランプを確認をしてください。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は可決をされました。

次に、議案第69号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決をされました。

次に、議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。  
よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。  
投票総数20、賛成16、反対4、賛成多数であります。よって、本件は可決されました。  
次に、議案第71号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、マイクのボタンを確認をしてください。  
よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。  
投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は可決されました。  
次に、議案第72号 工事請負契約の締結について（浸出水処理施設建設工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。  
次に、議案第73号 工事請負契約の締結について（最終処分場建設工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。  
次に、議案第74号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。  
本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。

次に、議案第75号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、ボタンの確認をしてください。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、議案第76号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。

次に、議案第77号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。

議案第78号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。

次に、議案第79号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。

次に、議案第80号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。

次に、議案第81号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。

次に、議案第82号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は可決されました。

---

#### 日程追加

○議長（石松俊雄君） ここでお諮りいたします。

総務産業委員会委員長及び教育福祉委員会委員長から議案が提出をされております。

この際、日程に追加し議題としますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決めます。

ここで追加日程議案を配信するため、暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

---

午前11時08分再開

○議長（石松俊雄君） それでは、休憩を取り戻し会議を開きます。

---

委員会提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

委員会提出議案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書  
について

○議長（石松俊雄君） 日程第5、委員会提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について及び委員会提出議案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 委員会提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及んでいます。今、地方自治体では、ワクチン接種体制の構築などをはじめ、新しい生活様式の変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生するさまざまな問題など、あらゆる多くの課題に即時の対応が求められております。

同時に、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、引き続き、将来に向けた多くの財源確保が求められています。

よって、令和4年度地方税制改正に向け、財源の充実確保のため、地方自治法第99条の規定により、国へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により総務産業委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしく御賛同は賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員会委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 委員会提出議案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についての提案理由を申し上げます。

学校現場では、山積された課題により、授業準備時間を確保することが困難な状況であり、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠であります。

改正義務標準法が成立し、中学、高校においても、学級編制標準が引き下げが必要であり、少人数学級の検討が求められております。

また、義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。

よって、国全体に対して地方教育行政の実情を認識させ、計画的に教育行政を進めることができるようにするために、地方自治法第99条の規定により、国等へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしく御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

初めに、委員会提出議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣言

○議長（石松俊雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

今期市議会定例会に付議された議案の審議は全て議了をしております。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会としますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、よって今期市議会定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これにて、今期市議会定例会を閉会いたします。  
長期間にわたり御苦労さまでした。

午前 11 時 15 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長      石 松 俊 雄

署 名 議 員      益 子 康 子

署 名 議 員      中 野 英 一